

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月13日（平成30年（行情）諮問第359号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第477号）

事件名：平成29年度第2回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会  
議事録等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書9ないし文書11（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、青森労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月27日付け青労発基0427第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その不開示部分の一部の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

「不開示とした部分とその理由」のうち、第2回から第4回青森地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の議事録のすべてが不開示とされている。しかし、金額審議が具体的に行われているとしても、現段階において公開することで、率直な意見交換や意思決定の中立性を損なうことはないので、議事録署名人の署名部分など、真に不開示とすべき部分は除くとしても、議事録を開示すべきである。

##### （2）意見書（添付資料は省略）

第一に、諮問庁から提出された理由説明書の別表、該当箇所「委員署名」は不開示で結構です。

第二に、法5条5号に該当するとした部分は、すべて開示すべきです。資料として2017年度福岡地方最低賃金審議会の第1～6回本審及び第1回～2回専門部会を同様の情報公開で取り寄せた議事録を添付し

ます。これを見てわかるとおり、地方最低賃金審議会においては、法5条5項（原文ママ）に該当する箇所は、非常に限定的であるということが示されています。

第三に、本来、法は政府等の保有する文書は主権者たる国民の財産であることから、原則公開としつつ、他人の人権や利益と衝突することが明らかなきに不開示扱いするものです。特に、地域別最低賃金の決定過程は、都道府県民の仕事や暮らしを左右する公的性格を有するものであり、添付資料のように意見発表者の氏名や肩書きはもちろん、陳述内容等でさえ当然明らかにされるべき性格のものであります。

財務省の公文書改ざんは、大問題になりました。いま、公文書とは何か、情報公開とは何かの原点に立ち返るべきです。

地域別最低賃金の審議過程を記録した議事録であるということを踏まえて、不開示事項を拡大解釈しないことを切に望みます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年2月26日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録のすべてと審議会委員の名簿。ただし、特定最低賃金のみに関わる審議会のものには含まない。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、これを不服として、同年5月11日付けで本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法5条1号及び5号の規定に基づき、その一部を不開示としたところであるが、不開示理由として法5条4号を追加した上で、原処分で不開示とした部分のうち、下記3(4)に掲げる部分を新たに開示することとし、その余については、原処分を維持することが妥当であると考えます。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象行政文書の特定について

原処分庁において特定した本件対象行政文書は、平成29年度に作成された「青森地方最低賃金審議会議事録（第1回から第7回まで）」、「青森県最低賃金専門部会議事録（第1回から第4回まで）」、「青森県最低賃金専門部会議事要旨（第2回から第4回まで）」及び「第53期青森地方最低賃金審議会委員名簿」であり、別表に掲げる文書番号1から15の行政文書である。

なお、別表に掲げる行政文書のうち「青森県最低賃金専門部会議事

要旨（第2回から第4回まで）」（別表13から15）については、原処分庁が第2回から第4回までの「青森県最低賃金専門部会議事録」を、全て不開示とする代替として特定したものであり、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容を鑑みると、当該議事要旨は本件における対象文書には当たらないものと考えられる。

ア 地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）における審議について

審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法25条2項）

（イ）審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法25条5項）

イ 審議会の委員について

審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）各同数をもって組織する（最賃法22条）

（イ）審議会の委員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が任命する（最賃法23条1項）

（ウ）局長は、審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令3条1項）

（エ）審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令3条2項）

（2）不開示部分について

本件開示請求対象行政文書のうち、平成29年度の青森地方最低賃金審議会及び青森県最低賃金専門部会の議事録については、以下の情報が不開示情報となる。

ア 審議会委員の署名

イ 最低賃金の改定額の審議に関する情報であって率直な意見の交換が損なわれるおそれがある情報

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号に該当する部分

上記(2)のうち、ア 審議会委員の署名については、特定の個人を識別できる情報に該当し、かつ、法5条1号ただし書に規定されている情報にも該当しないことから、法5条1号の不開示情報に該当するため。

イ 法5条4号に該当する部分

上記(2)のうち、ア 審議会委員の署名については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報に該当するため。

ウ 法5条5号に該当する部分

上記(2)のうち、イ 最低賃金の改定額の審議に関する情報については、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当するため。

(4) 新たに開示する部分

ア 本件対象文書のうち、第1回から第7回までの「青森地方最低賃金審議会議事録」及び第1回の「青森県最低賃金専門部会議事録」において、原処分で不開示とされていた各委員の署名部分のうち、委員長か委員かの別や、公益側、労働者側・使用者側の別といった委員の属性に係る部分については、法5条各号に規定する不開示事由に該当しないため、開示することとする。

イ 本件対象行政文書のうち、第2回から第4回までの「青森県最低賃金専門部会議事録」については、原処分でそのすべてを不開示としていたが、法5条1号及び4号に該当する委員署名部分及び法5条5号に該当する各委員から提示された改正額にかかる意見、各委員が提示した改正額の根拠及び改正額の調整にかかる公益委員の意見以外の部分については法5条各号に規定する不開示事由に該当しないため、開示することとする。

(5) 請求人の主張

請求人は、審査請求書の中で、第2回から第4回の「青森県地方最低賃金審議会専門部会」の議事録について、署名部分以外は現段階で公開

したとしても率直な意見交換や意思決定の中立性を損なうことはない」と主張しているが、改正額の決定過程における率直な意見交換の内容を公開することは、今後の改正における議論において、率直な意見交換や意思決定の中立性を損なうおそれがあることから、請求人の主張は認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3（4）で開示することとした部分については新たに開示し、その余の部分については、不開示理由として、法5条4号を追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月6日 審議
- ④ 同月10日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成31年2月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月7日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録のすべてと審議会委員の名簿。ただし、特定最低賃金のみに関わる審議会のものは含まない。」の開示を求めたものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書15を特定し、その一部を法5条1号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、文書9ないし文書11の不開示部分（委員署名を除く。）の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、審査請求人が開示を求める部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### （1）別表の5欄に掲げる部分について

ア 通番1，通番3，通番4，通番5（下記イを除く。），通番6の33行目24文字目ないし32文字目，通番7ないし通番10，通番11（下記イを除く。），通番12（下記イを除く。），通番1

3ないし通番15, 通番16(下記イを除く。)及び通番17ないし通番19

当該部分は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員それぞれの最低賃金の提示額等であるが、通番3は、特定団体のウェブサイトで例年公開されている情報と同様の情報であり、その余の部分は、原処分において開示されている情報及び諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同様の内容であると認められることから、これらを公にしても、審議会での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番5の10行目28文字目ないし34文字目, 通番6(上記アを除く。), 通番11の32行目8文字目ないし33行目3文字目, 通番12の13行目5文字目ないし28文字目及び通番16の16行目22文字目ないし26文字目

平成29年度青森地方最低賃金審議会及び青森県最低賃金専門部会における審議は、本件開示請求があった時点では既に終結しており、平成29年度の青森県における地域別最低賃金の額は確定して平成29年10月6日から発効しているところ、当該部分のうち、通番5(10行目28文字目ないし34文字目)は、原処分において開示されている情報及び諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から試算した金額が記載されているにすぎず、その余の部分は、原処分において開示されている労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれの最低賃金の提示額の根拠となる基本的な考え方が記載されているにすぎないことから、これらを公にしても、審議会での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

## (2) その余の部分について

通番2は、発言者が独自に試算した金額が記載されており、かつ、当該金額の試算に用いた特定事業者の名称等が、諮問に当たり新たに開示することとされていることから、これを公にすると、発言者が知り得た具体的な情報を提示しながら率直な議論をすることをちゅうちょするなど、審議会での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 付言

諮問庁が諮問に当たり提出した理由説明書の別表における不開示部分の示し方について、諮問庁は、不開示部分の情報が明らかになる形で示しており、結果として、不開示部分を開示することと等しいことになっているため、今後、このようなことのないよう厳正に対応することが強く望まれる。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分以外の部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

- 文書 1 第 1 回青森地方最低賃金審議会議事録
- 文書 2 第 2 回青森地方最低賃金審議会議事録
- 文書 3 第 3 回青森地方最低賃金審議会議事録
- 文書 4 第 4 回青森地方最低賃金審議会議事録
- 文書 5 第 5 回青森地方最低賃金審議会議事録
- 文書 6 第 6 回青森地方最低賃金審議会議事録
- 文書 7 第 7 回青森地方最低賃金審議会議事録
- 文書 8 第 1 回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会議事録
- 文書 9 第 2 回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会議事録  
(本件対象文書)
- 文書 1 0 第 3 回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会議事録  
(本件対象文書)
- 文書 1 1 第 4 回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会議事録  
(本件対象文書)
- 文書 1 2 第 5 3 期青森地方最低賃金審議会委員名簿
- 文書 1 3 第 2 回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会議事要旨
- 文書 1 4 第 3 回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会議事要旨
- 文書 1 5 第 4 回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会議事要旨



別表

1 本件対象文書			2 通番	3 不開示部分	4 不開示情報該当性（法5条該当号）			5 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁		該当箇所	1号	4号	5号	
9	第2回青森県最低賃金専門部会議事録	6	1	2行目4文字目及び5文字目			○	全部
		7	2	10行目4文字目及び5文字目			○	
		8	3	17行目35文字目ないし18行目1文字目			○	全部
		9	4	40行目36文字目ないし41行目1文字目及び7文字目ないし9文字目			○	全部
		10	5	7行目13文字目ないし8行目9文字目, 9行目10文字目, 11文字目, 14文字目ないし16文字目及び10行目28文字目ないし34文字目			○	全部

		1 3	6	2 1 行目 2 1 文字目ないし 3 3 文字目, 3 6 文字目, 2 8 行目 8 文 字目, 9 文字 目及び 3 1 行 目 1 4 文字目 ないし 3 3 行 目 3 2 文字目			○	全部
		1 9	7	4 行目 3 6 文 字目, 3 7 文 字目及び 5 行 目 7 文字目			○	全部
		2 0		委員署名欄	○	○		
1 0	第 3 回 青森県 最低賃 金専門 部会議 事録	2	8	1 2 行目 3 1 文字目			○	全部
		3	9	2 0 行目 2 2 文字目, 3 1 行目 1 9 文字 目, 3 2 行目 1 3 文字目な いし 3 0 文字 目, 3 3 行目 1 6 文字目, 3 5 行目 1 7 文字目, 3 9 行目 5 文字 目, 4 0 行目 6 文字目ない し 2 1 文字目 及び 4 1 行目 1 0 文字目な いし 1 6 文字 目			○	全部

		4	1 0	2 7 行目 3 5 文字目, 3 6 文字目, 2 9 行目 2 7 文字 目, 2 8 文字 目及び 3 0 行 目 2 5 文字 目, 2 6 文字 目			○	全部
		5	1 1	4 行目 1 0 文 字目, 1 4 文 字目, 3 6 文 字目, 5 行目 1 文字目及び 3 2 行目 8 文 字目ないし 3 3 行目 6 文字 目			○	全部
		6	1 2	1 3 行目 5 文 字目ないし 3 5 文字目, 1 5 行目 1 0 文 字目, 1 1 文 字目, 1 7 行 目 1 文字目, 2 文字目, 2 8 行目 1 1 文 字目ないし 2 2 文字目, 3 0 行目 5 文字 目, 6 文字 目, 3 2 行目 5 文字目, 6 文字目, 1 0 文字目, 1 1 文字目, 1 4 文字目, 1 5			○	全部

				文字目, 18 文字目19文 文字目, 40行 目10文字 目, 11文字 目, 15文字 目, 16文字 目, 28文字 目, 32文字 目及び33文 文字目				
		7	1 3	3行目22文 字目, 23文 字目, 26文 字目及び27 文字目			○	全部
		7		委員署名欄	○	○		
1 1	第4回 青森県 最低賃 金専門 部会議 事録	2	1 4	16行目24 文字目, 25 文字目, 17 行目9文字 目, 10文字 目及び24行 目ないし25 行目32文字 目			○	全部
		3	1 5	22行目12 文字目, 13 文字目, 26 文字目, 27 文字目			○	全部
		4	1 6	16行目22 文字目ないし 26行目, 1 7行目1文字 目, 2文字 目, 35行目			○	全部

			9文字目ないし23文字目, 34文字目, 35文字目, 36行目 13文字目, 14文字目, 33文字目及び34文字目				
	5	1 7	5行目8文字目, 9文字目, 29文字目, 30文字目, 13行目 6文字目, 7文字目, 19行目 11文字目, 12文字目及び40行目 40文字目ないし41行目 1文字目			○	全部
	6	1 8	10行目8文字目, 9文字目, 12文字目及び13文字目			○	全部
	7	1 9	23行目, 26行目ないし30行目及び31行目 13文字目ないし17文字目			○	全部
	8		委員署名欄	○	○		

注1 3欄の不開示部分については、当審査会事務局において、記載内容を行  
数、文字数に置き換えて記載した。

注2 1欄の頁は、各対象行政文書に記載された頁数に対応している。